

1 暫定ケアプランの取扱いについて

(1) 暫定ケアプランを作成する場合の例

- ア 被保険者が新規に要介護等認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- イ 要介護等認定者が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- ウ 要介護等認定者が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

(2) 暫定ケアプラン作成に当たっての留意事項

- ア 認定結果が非該当となったとき、又は暫定ケアプランに設定した要介護度等よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に十分な説明を行うこと。
- イ 要介護等認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合にあっても、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「運営基準」という。）第13条第6号から第11号までに定める一連の業務（以下「一連の業務」という。）を行うこと。
- ウ 更新申請の際に、利用者の状況からサービス内容に変更がないと判断し、更新前と同一の内容で暫定ケアプランとする場合には、暫定ケアプラン作成時の一連の業務を省略することができる。この場合において、認定結果が出たときは、速やかに一連の業務を行わなければならない。
- エ 認定結果が要介護認定、要支援認定のいずれになるか判断できない場合、必ず居宅介護支援事業者と地域包括支援センターが相互に連携を取りながら暫定ケアプランを作成すること。

(3) 認定結果に基づく対応

- ア 想定していた要介護度等と認定結果が同一の場合
 - (ア) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合
改めての一連の業務は不要である。ただし、必要事項を見え消しで訂正するなどにより、暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことが分かるようにすること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。
 - (イ) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合
認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

(ウ) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を本取扱 1-(2)-ウの規定に基づき省略した場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

イ 想定していた要介護度等と認定結果が異なった場合

(例 1) 要介護 3 と見込んで暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護 2

(ア) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

軽微な変更として取り扱うことができる。この場合は、暫定ケアプランの変更箇所を見え消しで変更した上で、第 1 表の余白等及び支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。また、そのことについて利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。

(イ) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をする場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

(ウ) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を本取扱 1-(2)-ウの規定に基づき省略した場合

認定結果が出た後、速やかに一連の業務を行うこと。

(例 2) 地域包括支援センターで要支援の暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護

(ア) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービスの内容の変更をしない場合

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っていて、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継いだ場合、引継ぎを受けた居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなす。

この場合において、居宅介護支援費は、認定月から運営基準減算を適用することなく算定できるものとする。

(イ) 暫定ケアプラン作成時に一連の業務を行い、かつ暫定ケアプランから本ケアプランへの移行に当たりサービス内容の変更をする場合

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っていて、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継ぎ、居宅介護支援事業所が一連の業務を行う場合については、居宅介護支援費は認定月から運営基準減算を適用することなく算定できるものとする。

(ウ) 暫定ケアプラン作成時の一連の業務を本取扱 1-(2)-ウの規定に基づき省略した場合

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っていて、それに係る記録等を認定結果が出た後速やかに居宅介護支援事業所に引き継ぎ、居宅介護支援事業所が一連の業務を行う場合については、居宅介護支援費は認定月から運営基準減算を適用することなく算定できるものとする。

※ (ア)から(ウ)のいずれの場合も、要介護の結果を想定せず、あらかじめ居宅介護支援事業所と連携を取っていない場合は適用されない。その場合は運営基準減算又は自己作成扱いとなる。

(4) 居宅サービス計画作成等依頼（変更）届出書

暫定ケアプランによりサービス提供を行う場合、基本的には暫定ケアプランで見込んでいる要介護度を基にサービス開始日までに居宅サービス計画作成等依頼（変更）届出書の提出を行うこととしているが、認定結果が要介護、要支援のどちらになるか判断できない場合、居宅サービス計画作成等依頼（変更）届出書の提出は認定の結果が出てから行っても差し支えない。なお、この場合、認定結果が出た後速やかに届出書の提出を行うこと。

2 居宅介護支援費における運営基準減算について

(1) 運営基準減算が適用となる例

ア 居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たり、次のいずれかに該当した場合

(ア) 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合

(イ) サービス担当者会議を行っていない場合

(ウ) 居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及びサービス担当者へ交付していない場合

イ 次の場合にサービス担当者会議を行っていない場合

(ア) 居宅サービス計画を新規に作成した場合

(イ) 要介護等認定を受けている利用者が、要介護等更新認定を受けた場合

(ウ) 要介護等認定を受けている利用者が、要介護状態区分等の変更認定を受けた場合

ウ 居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たり、特段の事情なく、次のいずれかに該当した場合

(ア) 月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合

(イ) モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続した場合

※ 運営基準減算に該当した場合、当該者の基本単位数の5割を減算する。また、減算状態が2月以上継続している場合、2月目より所定単位数を算定しない。

(2) 留意事項

- ア (1)ーアー(イ)及びイにおけるサービス担当者会議について
- (ア) 関連性の高い低いにかかわらず、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の全てのサービス事業所の担当者が参加して行うこと（サービス追加の場合を含む。）。
- (イ) やむを得ない理由（サービス担当者会議開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の都合により、当該会議への参加が得られなかった場合など）がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。この場合、支援経過、照会票、サービス担当者会議の要点（第4表）のいずれかにその内容を記録すること。
- イ (1)ーウー(ア)について、訪問は必ず利用者の居宅を訪れることとし、家族宅や事業所等の訪問は含めない。また、面接は必ず利用者本人と行うこととし、家族や事業所職員等との面接は含めないこと。なお、面接の相手方及び場所を支援経過に記録すること。
- ウ (1)ーウにおける特段の事情とは、利用者の事情（長期の入院など）により、物理的に当該月中に居宅への訪問・面接が不可能なことが明らかな場合をいい、介護支援専門員に起因する事情は含まない。なお、「特段の事情」がある場合は、その具体的な内容を支援経過に記録すること。

~~3 居宅サービス計画の変更のうち「軽微な変更」の考え方~~

~~(1) 軽微な変更と考えられる例~~

- ~~ア 臨時的、一時的なサービス提供日、時間帯、曜日の変更~~
- ~~イ 同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減~~
- ~~ウ 利用者の住所の変更~~
- ~~エ 単なる事業所の名称の変更~~
- ~~オ 単なる目標設定期間の延長~~
- ~~カ 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更~~
- ~~キ 目標及びサービスの変更を伴わない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所の変更~~
- ~~ク 目標を達成するためのサービスの内容のみが変わる場合~~
- ~~ケ 担当介護支援専門員の変更~~

~~(2) 軽微な変更と考えられない例~~

- ~~ア 継続的かつ計画的なサービス提供時間の変更~~
- ~~イ (1)ーイを超えるサービス利用回数の変更~~
- ~~ウ 新規サービスの追加~~
- ~~エ 福祉用具の種目の追加~~
- ~~オ 担当介護支援専門員の変更を伴わない居宅介護支援事業所の変更~~

~~(3) 軽微な変更として考えられる場合の取扱い~~

- ~~ア サービス担当者会議~~
- ~~必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、介護~~

~~支援専門員がサービス事業所へ周知した方がよいと判断するような場合などについて、開催することを制限するものではない。~~

~~イ ケアプランの作成~~

~~軽微な変更におけるケアプラン作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更すること。また、第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由等を記載すること。~~

~~ウ 支援経過への記録~~

~~支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等を記録すること。~~

~~また、軽微な変更を行った内容等について利用者又はその家族に説明し、同意を得て、支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法（電話、面接等）等を記録すること。なお、支援経過への記録に代えて、再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。~~

【令和2年度介護サービス事業者等集団指導時より、「軽微な変更の取扱い」を変更】

担当 旭川市福祉保険部 介護高齢課介護給付係

暫定ケアプランの取扱い(変更後)

資料 5-2-1

● 暫定プラン作成時

申請区分	新規	区分変更	更新	
暫定プラン作成時の見込み介護度(従前と比較)	/	変更	同一・変更にかかわらず	
従前プランからのサービス内容変更	/	有	無	有
暫定プラン作成時の一連の業務	必要	必要	省略可	必要

● 本プラン作成時(暫定見込みと認定結果:どちらも要介護(又は要支援))

暫定プラン作成時の一連の業務	実施済		省略	
暫定プランから本プランへのサービス変更	無		有	無
暫定プラン作成時見込みと認定後の介護度	同一	相違	同一・相違にかかわらず	
本プラン作成時の一連の業務	不要 ①	軽微な変更可 ②	必要	

● 本プラン作成時(暫定見込みと認定結果:要介護←→要支援)

暫定プラン作成時の連携(包括と居宅事業所)	有				無
暫定プラン作成時の一連の業務	実施済		省略		実施済・省略にかかわらず
暫定プランから本プランへのサービス変更	有	無	有	無	有無にかかわらず
連携先の請求可否	可	可	可	可	不可 (運営基準減算又は自己作成扱い)
本プラン作成時の一連の業務	必要	不要	必要	必要	/

①

- ・必要事項を見え消し訂正
- ・利用者・家族に説明し同意を得て支援経過に記録(同意を得た日付・相手方・確認方法等), 又はケアプランへの再度の署名

②(軽微な変更)

- ・変更箇所を見え消し変更
- ・第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由を記載
- ・支援経過に軽微な変更として取り扱った理由等を記録
- ・利用者・家族に説明し同意を得て支援経過に記録(同意を得た日付・相手方・確認方法等), 又はケアプランへの再度の署名

担当 旭川市福祉保険部 介護高齢課介護給付係